

消費税インボイス制度の適用除外者の拡大を求める意見書

2019年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入され、2021年10月から課税事業者登録が始まった。しかし、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

これまでは、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生する。一方、消費税の仕入れ税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となる。そのため、免税事業者は取引を避けられかねず、登録しなくても零細事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることになる。

全国約70万人のシルバー人材センター(以下、「センター」という)の会員も、請負・委託契約の場合、納税義務者であるため、センターが仕入れ税額控除を受けようとするれば、会員である高齢者はインボイス制度に登録し消費税を納めなくてはならなくなる。全国センター事業協会統計によると、会員が受け取る配分金は、全国平均で8日から10日就業した場合、月額で3万円から5万円程度でしかない。国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、社会参加・健康維持に重きを置いた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対し、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとしている高齢者のやる気や生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。また、多くの中小零細事業者はコロナ危機の下、事業継続雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理事務の変更準備に取り掛かる状況にはない。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながる。

よって、国及び政府においては、中小企業や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、2023年10月からの消費税インボイス制度の適用除外者を拡大するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月9日

神奈川県中井町議会

衆議院議長	細田	博之	殿
参議院議長	尾辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
財務大臣	鈴木	俊一	殿
厚生労働大臣	加藤	勝信	殿
経済産業大臣	西村	康稔	殿